

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会（第2回）

日 時 令和7年2月4日（火） 13:30～15:30
会 場 岩手県公会堂 26号室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 情報共有

ア 本県における取組状況について【資料1】

イ 各団体における取組状況について

ウ 国の動向について【資料2】

(2) 意見交換

4 その他

今後のスケジュールについて

5 閉 会

《いただいた主な御意見》

- ・県独自の方針が出てくると動きやすい。
- ・土日は部活動をやらない、平日しか部活動をやらないとすると前に進む感じがする。
- ・例えば一度全部廃止するというアイデアも県の方では持つておく必要がある。
- ・地域移行は市町村、県がコントロールできる仕組みでないといけない。また、学校と地域クラブが連携して情報共有できているという仕組みは必要。
- ・学校は日常時間内で活動して楽しくやりたいなという子供たちが残れるような部活というのあってもいい。
- ・部活動が任意加入になって、何もやっていない子が増えるというのは問題だと思う。（その後の部活以外の活動をしている子供たちの状況も押さえてきちんと対応すべき）

構成員一覧（参加者名簿）

構成団体名	役職名	氏名	備考 (代理出席等)
岩手県中学校長会	会長	小野寺 哲 男	
岩手県特別支援学校連絡協議会	校長部会委員	森 山 学	
岩手県市町村教育委員会協議会	監事	菊 池 広 親	欠席
一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	山 下 泰 幸	
岩手県中学校文化連盟	会長	泉 澤 毅	副会長 照井 英輝
岩手県中学校体育連盟	会長	照 井 大 道	
岩手県青少年野球団体協議会	理事長	大 木 秀 一	
公益社団法人岩手県スポーツ協会	副会長兼理事長	谷 藤 節 雄	
岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	浅 沼 道 成	
岩手県スポーツ少年団	副体部長	鷹 觜 武 寿	欠席
一般社団法人岩手県芸術文化協会	運営委員	村 松 玲 子	
国立大学法人岩手大学	人文社会科学部 講師	嘉 門 良 亮	
株式会社岩手ビッグブルズ	U15ヘッドコーチ	斎 藤 智 美	
岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長	和 田 英 子	
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長	鈴 木 忠	
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長	大 森 健 一	人事給与担当課長 觸澤 篤司
岩手県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監	伊 藤 兼 士	首席指導主事兼義務教育課長 武藤 美由紀
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長	中 村 和 平	

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会開催要綱

(目的)
第1 本県の公立中学校における学校部活動の地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、国や県の動きについて、関係者間での情報共有を行うとともに、さまざまな立場からの意見を伺うため、「岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。

(所掌事務)
第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 公立中学校における新たな地域クラブ活動の在り方への意見聴取に関すること。
(2) その他新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に関し、必要な事項に関すること。

(開催期間)
第3 協議会の開催期間は、3年以内とする。

(組織等)
第4 協議会は、別表に掲げる者で構成する。
2 構成員は、文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長(以下「総括課長」という。)が依頼する。

(座長)
第5 協議会に座長を置き、構成員の互選とする。
2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)
第6 協議会は、必要に応じて総括課長が招集する。
2 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)
第7 協議会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課、スポーツ振興課、岩手県教育委員会事務局学校教育室及び保健体育課において処理する。

(補則)
第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総括課長が定める。

附 則
この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

別表

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会 構成員名簿

団体又は機関名	職
岩手県中学校長会	岩手県中学校長会が選任した者
岩手県特別支援学校連絡協議会	岩手県特別支援学校連絡協議会が選任した者
岩手県市町村教育委員会協議会	岩手県市町村教育委員会協議会が選任した者
一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会が選任した者
岩手県中学校文化連盟	岩手県中学校文化連盟が選任した者
岩手県中学校体育連盟	岩手県中学校体育連盟が選任した者
岩手県青少年野球団体協議会	岩手県青少年野球団体協議会が選任した者
公益財団法人岩手県スポーツ協会	公益財団法人岩手県スポーツ協会が選任した者
岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が選任した者
岩手県スポーツ少年団	岩手県スポーツ少年団が選任した者
一般社団法人岩手県芸術文化協会	一般社団法人岩手県芸術文化協会が選任した者
国立大学法人岩手大学	国立大学法人岩手大学が選任した者
プロスポーツチーム	プロスポーツチームが選任した者
岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長
岩手県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を国として示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期 改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。 ・公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせることが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐ、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・の応力の向上等）